

●香川県教育委員会告示第1号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第4条第1項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

令和元年9月13日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
蒔鬻料紙箱及び硯箱 玉楮象谷作 附 硯箱付属文具	1 具 1 式 高松市玉藻町5番5号	香川県
堆朱鼓箱 玉楮象谷作 狩野永笑図	1 合 高松市玉藻町5番5号	松平 頼武
存清鏡箱 玉楮象谷作 附 菊花散らし梵字鏡	1 合 1 面 さぬき市志度1107番地	宗教法人 圓通寺